# 新序・説苑攷

## ——說話による思想表現の形式——

野間文史


1 はじめに
2 文獻學的考察
3 說話文の分析……(1)
4 說話文の分析……(2)
5 說話文の分析……(3)
6 論說文の分析
7 全書・各篇構成の分析
8 まとめ


## 1 はじめに

今日我々が手にしうる中國の古文獻の多くは、前漢末の大儒劉向の校定を經たものである。『漢書』藝文志序の述べる所によれば、秦の焚書の後、漢は秦の失敗を改め、大いに篇籍を収め、廣く獻書の路を開いたが、孝武皇帝の頃には書籍が甚だ缺けるに至った。そこで武帝は蔵書の策を建て、寫書の官を置いた結果、上は經書から下は諸子百家の言說に及ぶまでの書籍が宮廷の書庫である秘府に充滿した。しかしさらに時代が下って成帝の時に至り、秘府の書籍が頗る散亡したので、謁者の陳農をして遺書を天下に求めしめ、光祿大夫の劉向に詔して經傳諸子詩賦等の書を校定せしめ、さらに步兵校尉の任宏には兵書を、大史令の尹咸には數術の書を、侍醫の李柱國には方技書を校定せしめたという。その校定作業の内容は、「一書已(おは)る每に、向輒ち其の篇目を條し、其の指意を撮り、錄してこれを奏す」というもので、劉向のこの作業は、成帝の末年、綏和元年の[1]彼の死の後は、その子劉歆によって完成した。劉向の上奏した

敍錄のうち、現在傳わるものに『管子』・『晏子』・『荀子』・『列子』・『戰國策』・『鄧析子』等があり、劉歆には『山海經』の敍錄が殘されている。

さて、以上劉向とその校定作業との結びつきを述べたのは、劉向が當時にあっては、六藝諸子傳記に於て窺わざるなき博覽の學者であったことに注目せんがためである。そしてこの劉向の著書として現在傳えられているものの中に、ここで問題にしようとする『新序』と『説苑』の二書がある。『漢書』楚元王傳中の劉向傳に、「向、俗の彌々奢淫にして、趙・衞の屬の微賤より起て禮制を踰ゆるを睹て、向以爲へらく、王教は內より外に及ぼし、近きものより始む、と。故に『詩』・『書』の載する所の賢妃貞婦の、國を興し家を顯して法則るべきもの、及び孽嬖亂亡せる者を採取し、序して以て『列女傳』を爲る。凡て八篇。以て天子を戒む」とあって、『列女傳』著作の動機を述べた後で、「及び傳記・行事を采りて、『新序』・『説苑』を著はす。凡て五十篇。これを奏す」と述べるように、『新序』・『説苑』二書は、『列女傳』と同樣に、劉向に至るまでの多くの文獻の中から後人の法則となるべきものを採取して著作されたものであった。現存する二書中には、『漢書』に述べる通り、上古より漢に至るまでの、あらゆる時代にわたる多くの歷史説話、物語が集積されている。したがって『新序』・『説苑』二書の性格を明らかにするには、この説話集という特徵に注目しなければならない。

ただし、ここに用いる「説話」という語は、唐末五代に端を發し、宋元代に盛行したといわれる俗文學の一ジャンルを意味するものではない。いにしえの多くの聖人・賢者、あるいは暴君・愚人の傳説・逸話、彼らの言葉（教訓的なものとしても、反教訓的なものとしても）、さまざまの事件など、歷史的背景を持つ説話とでもいう意味である。その含む意味は廣い。この意味に於て、我々が先秦時代の樣相を傳える文獻に目を向けるとき、これらの多くが極めて豐富な説話を含むことに容易に氣づくであろう。私はこのような先秦時代を傳える説話が一應最終的にまとめあげられたのが、劉向の『新序』・『説苑』であると考える。

劉向による最終的なまとまりをみるまでに多くの學派の人々の手により、幾

多の説話が作られた。そして一旦形を成した説話は長い時間と多くの文獻を通過する中で、さまざまに變化・展開を示す。かかる説話の變遷を思想史的に跡づけた先人のすぐれた業績もすでに存在する。[2] 私が本稿に於て『新序』・『説苑』をとりあげるのは、大きな振幅をみせて變化した説話がその動きを停止した形を、この二書にみることができると考えるからである。

本稿に於ては、劉向の『新序』・『説苑』の二書の説話を、特にこの二書が據った先行文獻と對比分析することにより、説話を傳承する劉向の態度を検討し、中國の古文獻が説話を傳承する一つの型ともいうべきものにも言及してみようと思う。また説話を傳承する際に、作者の主張は如何なる形で表現されるかをも考察することにする。

## 2　文獻學的考察

本節に於ては、『新序』・『説苑』二書の文獻學的検討を行なう。

既に引用した『漢書』劉向傳に、『列女傳』八篇、『新序』・『説苑』五十篇が劉向の著作として記されていたが、これらが藝文志・諸子略儒家類に、

劉向所序六十七篇 新序・説苑・世説・列女傳・頌圖也

として著錄されている。ここに『世説』とあるのは、三書の著作以前のものとして劉向傳に「疾讒、摘要、救危及世頌、凡八篇、依興古事、悼己及同類也」とあるのを指すのであろう。したがって『世説』八篇・『列女傳』八篇・『列女傳頌圖』一篇、そして『新序』・『説苑』五十篇の計六十七篇ということになる。『漢書』に於ては『新序』・『説苑』二書の篇數の內譯は明らかでない。

下って『隋書』經籍志・子部儒家類には、

新序三十卷　錄一卷　劉向撰。説苑二十卷　劉向撰。

とあり、『新序』・『説苑』はそれぞれ三十卷・二十卷という卷數であったことになる。そして唐代までは完全なる形で傳えられていたものと思われる。

現行の『新序』・『説苑』は、宋の曾鞏の校定を經たものである。そしてその卷數は『説苑』二十卷・『新序』十卷であり、『新序』は劉向の原本より二十卷少ないことになる。曾鞏は『新序』の目錄序（『元豐類藁』卷十一）に於

て、

劉向所集次新序三十篇錄一篇、隋唐之世尙爲全書、今可見者十篇而已。臣既考正其文字、因爲序論。

と述べており、また『說苑』序に於ては、

劉向所序說苑二十篇、崇文總目云、「今存者五篇、餘皆亡」。臣從士大夫之間得之者十有五篇、與舊爲二十篇。正其脫謬、疑者闕之。

と述べている。ここにいう『崇文總目』とは北宋時代の朝廷によって作られた書目で、この時期には『新序』は十巻であり、『說苑』はわずかに五巻に過ぎなかったことになる。そして曾鞏の蒐集と校定の結果、『說苑』は二十巻の舊に復したが、『新序』は十巻のまま今日まで傳えられることになったのである。ただ曾鞏よりわずかに下った時代の晁公武の『郡齋讀書志』には、

說苑二十巻　右劉向撰　以君道・臣術・建本・立節・貴德・復思・政理・尊賢・正諫・法誡・善說・奉使・權謀・至公・指武・談叢・雜言・辨物・修文爲目。鴻嘉四年上之、闕第二十巻。曾子固校書、自謂得十五篇於士大夫之家、與崇文舊書五篇合爲二十篇、又敍之。然止是折十九巻作修文上下篇耳。

とあって、『說苑』二十巻も劉向原本のままではないことになる。しかし王應麟の『漢書藝文志考證』に、

李德芻云、闕反質一巻、鞏分修文爲上下、以足二十巻。後高麗進一巻、遂足。

とあり、完本になったことが述べられている。以上述べた如く、『新序』は劉向原本のわずかに三分の一を傳えるのみであるが『說苑』は二十巻ほぼ原本に近いものが現在に傳えられたのである。

ところで、『新序』・『說苑』の作者は劉向に非ず、との說がある。その代表として羅根澤氏の「“新序”“說苑”“列女傳”不作始於劉向考」[3)]が擧げられるであろう。羅氏の根據とするのは、主として『說苑』・『列女傳』二書の劉向敍錄である。

護左都水使者光錄大夫臣向言、所校中書說苑雜事及臣向書民間書誣、校讎其事類衆多、章句相溷、或上下謬亂難分。別次序除去與新序復重者、其餘者

淺薄不中義理、別集以爲百家。後令以類相從、一一條別篇目、更以造新事。十萬言以上、凡二十篇、七百八十四章、號曰新苑。皆可觀。臣向昧死。（『說苑』敍錄）

臣向與黃門侍郎歆所校列女傳、種類相從爲七篇、以著禍福榮辱之効、是非得失之分。畫之屛風四堵。（『列女傳』別錄——『初學記』巻二十五・『太平御覽』巻七百一所引）

羅說の要點は以下の如くである。『說苑』・『列女傳』ともに劉向が「校」定したものであるからには、已に劉向當時に成書があり定名があったのである。敍錄の殘っていない『新序』についても、「新序と復重するものを除いて云々」とあるので、これまた當時已成の書があったはずである。したがって『漢書』藝文志にいう「劉向所序六十七篇」の「所序」の意味を檢討する必要がある。同じく藝文志・諸子略儒家類には「揚雄所序三十八篇」とあり、最後の「右儒五十三家八百三十六篇」の班固の自注に「入揚雄一家三十八巻」と記されている。ここにいう「入」とは、『七略』に記載された書物以外のものを班固が新たに著錄したという意味であって、「入劉向一家」といわないからには、『七略』にすでに「劉向所序六十七篇」という記載があったはずである。ところが「所序」の意味は、舊書に就きて新たに編次したもの、今日いうところの「編輯」の意味である。したがって『漢書』劉向傳に三書を劉向の著作とするのは、班固の誤解によるものである。以上が羅說の要點である。

私は以下に述べる理由により、羅說に従うことはできない。それは先づ、羅氏の根據とした『說苑』・『列女傳』二書の敍錄についての疑問である。すでに述べた如く、劉向の敍錄として今日傳わるものに、『管子』・『晏子』・『荀子』・『戰國策』・『鄧析子』等がある。その體裁をみるに、大率、

- ○書名
- ○校書の始末（異本とその篇數の多寡・文章の錯亂と重複・文字の誤脫・書名の異稱）
- ○著者の經歴・逸聞及びその思想
- ○書物の性質・要旨

といった順序で記載されている。ところが『説苑』敍録は、他のものと比べて簡略である。著者の明らかでない『戰國策』の場合でも、その書の述べる歴史的背景を記する劉向の言は極めて詳細である。私は『説苑』敍録は劉向に假託したものではないかと思う。[4] また『列女傳』敍録も佚文であり、資料としての價値は一段落ちるのではあるまいか。

次に「所序」について検討する。これについての羅氏の考え方をまとめれば次のようになるであろう。班固は『七略』に記する「所序」を著作と誤解した。その結果、揚雄の著作である「三十八篇」をも、同じく「所序」という表現をしたのである。しかし實は「所序」の意味は著作ではなくして編次であった。さて、羅氏が班固の誤解によると考えたのは果たして妥當であろうか。班固は當時にあっては博覧の學者であり、かつまた揚雄の著作である「三十八篇」も、「劉向所序六十七篇」も現に手に取ってみることが可能であった。私は班固が著作物と編纂物とを同一視するが如き誤りを犯すとは考えられない。「所序」はすでに孫德謙が指摘する如く、[5] 叢書の意味とみてよいであろう。したがって『新序』・『説苑』そして『列女傳』の作者を劉向とする『漢書』の記事の確實性をくつがえすことはできないと思う。

以上本節に於て述べたことを要約する。劉向の著作である『新序』・『説苑』の二書は、もとそれぞれ三十巻・二十巻であったが、現行本は十巻・二十巻であり、『新序』は三分の一、『説苑』はほぼ原本に近い内容を傳えるものである。また、この二書を劉向の作に非ず、とする説があるが、それは誤りで、從來通り劉向の作とみてよいであろう。なお、かかる説が生じるのは、この二書の説話集としての性格にも一因があるように思われる。本稿を起こした所以でもある。

## 3　説話文の分析　……(1)

現行の『新序』十巻・『説苑』二十巻は、盧文弨の校定を参考にすると、それぞれ181章、700章から成り立っている。その書物全體の構成、あるいは各巻ごとの編成については後に述べることにして、本節並びに後二節に於ては、個

々の說話が、先行する古文獻から如何にして採取されているか、すなわち劉向が如何なる態度で先行文獻所載の說話を攝取しているか、ということについて檢討してみることにする。

『新序』雜事第四の終章に次のような一章が記載されている。この章は『戰國策』宋策 469 章から取ったものと思われる。對照の便のため二つを並記する。

| 戰國策 | 新　序 |
|---|---|
| 宋康王之時、有雀生鸇於城之陬。 | 宋康王時、有爵生鸇於城之陬。 |
| 使史占之、曰、小而生巨、必霸天下。 | 使史占之、曰、小而生巨、必霸天下。 |
| 康王大喜。 | 康王大喜。 |
| 於是滅　伐薛、取淮北之地、乃愈自信。 | 於是滅滕伐薛、取淮北之地、乃愈自信。 |
| 欲霸之亟成、故射天笞地、斬社稷而焚滅之、曰、威服天下鬼神。 | 欲霸之亟成、故射天笞地、斬社稷而焚之、曰、威嚴伏天地鬼神。 |
| 罵國老諫曰、爲無顏之冠以示勇、剖傴之背、鍥朝涉之脛、而國人大駭。 | 罵國老之諫者、爲無頭之棺以示勇、剖傴者之背、鍥朝涉之脛、而國人大駭。 |
| 齊聞而伐之。 | 齊聞而伐之。 |
| 民散城不守、王乃逃倪侯之館、遂得而死。 | 民散城不守、王乃逃兒侯之館、遂得病而死。 |
| 見祥而不爲、祥反爲禍。 | 故見祥而爲不可、祥反爲禍。 |

この二つの章を比較すると、字句にわずかの異同が見られるが、『新序』は『戰國策』をほとんどそのまま採取しているといってよい。そして最後の批評の言葉の表現に若干の相違はあるが、「瑞祥が現われても、その瑞祥にかなう行動をとらなければ、その瑞祥はかえって災禍となるものだ」という意味で一致する。そして『戰國策』469 章はこの批評の言葉で完結する。ところが『新序』はさらに次のような一文が後につづいている。

臣向愚、鴻範傳を以てこれを推すに、宋史の占は非なり。此れ黑祥にして、傳に所謂る黑眚なる者なり。猶ほ魯の、鸜鵒有りて黑祥と爲すがごとき

なり。「不謀」・「其の咎急」に屬するなり。鸇は黑色にして爵を食ひ、爵よりも大にして爵を害するなり。攫擊の物、貪叨の類なり。爵にして鸇を生むは、是れ宋君且に急暴擊伐貪叨の行を行なひ、諫めを距ぎて以て大禍を生じ、以て自ら害せんとするなり。故に「爵、鸇を城陬に生む」は、以て國を亡ぼすなり。禍且に國を害せんとするなり。康王悟らず、遂に以て滅亡す。此れ其の効なり。

ここにいう臣向とはすなわち『新序』の作者劉向に他ならない。また鴻範傳とは『尙書大傳』洪範五行傳である。『尙書』洪範篇の「五事」のうちの「四曰聽」に相當する『洪範五行傳』には、「次四事曰聽、聽之不聰、是謂不謀、厥咎急、厥罰常寒、厥極貧、時則有鼓妖、時則有魚孽、時則有豕禍、時則有耳痾、時則有黑眚黑祥、惟火沴水」とある。また「鸜鵒」とは『春秋』昭公二十五年の經文に「有鸜鵒來巢」とあるのを指す。

完結した說話につづけて劉向はさらに自らの意見を加える。爵が鸇を生んだことについて宋史は宋康王が霸者になる瑞祥であると判斷した。しかしこの判斷は誤りで、この異常な現象は『洪範傳』に所謂る「聽の聰ならざる、是れを不謀と謂ふ。厥の咎急なり云々。時に則ち黑眚・黑祥有り」とあるのに相當するものであって、まさに國を亡ぼさんとする前兆である。このことを悟らなかった康王は遂に滅亡するに至ったのである、と。

宋史と劉向の意見の是非はともかくも、我々は『新序』が宋の康王の故事を『戰國策』から忠實に採取しながら、『戰國策』には無い評價を附け加えたことに注目しなければならない。それは『新序』のこの一章が、『新序』・『說苑』二書を通じて、說話を引用する一つの典型を示すものと思われるからである。すなわち先行文獻から忠實に說話を採取するが、その說話の內容に對して劉向自身の批評を加えるという方法である。『新序』・『說苑』二書を通じて、「臣向」なる語はこの一章だけにしか見えないけれども、他の多くの說話の後に劉向自身の意見が簡單ながらも述べられているのである。

『新序』雜事第二には「虎の威を借る狐」の故事で有名な『戰國策』楚策163章から採取した說話がある。

| 戰國策 | 新序 |
| --- | --- |
| 荊宣王問群臣曰、吾聞北方之畏昭奚恤也。果誠何如。群臣莫對。 | 楚王問群臣曰、吾聞北方畏昭奚恤。亦誠何如。 |
| 江一對曰、虎求百獸而食之。得狐。 | 江乙對曰、虎求百獸食之。得一狐。 |
| 狐曰、無敢食我也。天帝使我長百獸。今子食我是逆天帝命也。子以我爲不信、吾爲子先行。子隨我後觀。百獸之見我而敢不走乎。 | 狐曰、子毋敢食我也。天帝令我長百獸。今子食我是逆帝命也。以我爲不信、吾爲子先行。子隨我後觀。百獸見我無不走。 |
| 虎以爲然、故遂與之行。獸見之皆走。<br>虎不知獸畏己而走也。以爲畏狐也。 | 虎以爲然、隨而行。獸見之皆走。虎不知獸畏己而走也。以爲畏狐也。 |
| 今王之地方五千里帶甲百萬、而專屬之昭奚恤。故北方之畏奚恤也、其實畏王之甲兵也。猶百獸之畏虎也。 | 今王地方五千里帶甲百萬、而專任之於昭奚恤也、北方非畏昭奚恤也、其實畏王之甲兵也。猶百獸之畏虎。 |
| | 故人臣而見畏者、是見君之威也、君不用則威亡矣。 |

『戰國策』の說話は、荊王の威勢を背後に持つ昭奚恤に對する江一（江乙）の非難に主眼點があるように思う。昭奚恤は楚の令尹であり、江一は魏出身の客臣であった。劉向はこの說話に對して、「故に人臣にして畏れらるる者は、是れ君の威を見すなり」という解說を加え、そして次のような敎訓をくみとるのである。「君、（威を）用ひざれば則ち威亡ぶ」と。

以上の二例は、說話の最後に劉向の批評言を追加したものであった。そしてこのような批評言はまた他人の言葉を借りてなされる場合がある。孔子の言葉、孔門弟子の言葉、老子の言葉、あるいは漢時代の人物の批評言を借りることもある。また具體的人物名は擧げず、「君子曰」として批評を下す例も多い。さらにこれらに類するものとして、『詩』・『書』・『易』・『春秋』等の經書を最後に引用してしめくくる例もまた少なくない。

說話の後に『詩』その他の經書を引用する方法は、劉向以前の文獻にも見られるものである。『新序』・『說苑』が強い影響を受けたと思われる『韓詩外

傳』はその典型的な例である。また「君子曰」という批評言を加えるのも、極めて多くの文獻に見られるものであり、『春秋』三傳はその代表的な例である。さらにまた老子の言葉で結ぶ例は、『韓非子』解老・喩老篇や『淮南子』道應訓などに見られる。したがってかかる方法は、劉向一人獨自のものではなく、廣く中國の古文獻が說話を傳承（說話を傳承するのが主目的ではなく、結果として傳承したことになったのであるが）する、基本的な一つの型ともいうべきものであった。

さて以上の如く說話の最後に作者の批評を加えるという方法が古文獻に共通するものであるならば、劉向が採擇せんとする先行文獻にすでにその作者による批評言が加えられている場合、劉向は如何に對處したであろうか。

『說苑』貴德篇に次のような一章がある。

　齊桓公北伐山戎氏。其道過燕。燕君逆而出境。桓公問筦仲曰、諸侯相逆固出境乎。筦仲曰、非天子不由境。桓公曰、然則燕君畏而失禮也。寡人不道而使燕君失禮。乃割燕君所至之地以與燕君。諸侯聞之、皆朝於齊。詩云、靖恭爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福、此之謂也。

この說話は『韓詩外傳』巻四・8章から採擇したものであり、結びの『詩』も『韓詩外傳』と同様である。これは先行文獻の批評言をそのまま踏襲した例である。

また『說苑』復恩篇には次のような一章がある。

　趙宣孟將上之絳、見翳桑下有臥餓人不能動。宣孟止車爲之下食、自含而餔之。餓人再咽而能視。宣孟問、爾何爲饑若此。對曰、臣居於絳、歸而糧絕。羞行乞而憎自致。以故若此。宣孟與之壺食脯二朐。再拜頓首受之、不敢食。問其故。對曰、向者食之而美。臣有老母、將以貢之。宣孟曰、子斯食之。吾更與汝。乃復爲之簞食、以脯二束與錢百、去之絳。居三年、晉靈公欲殺宣孟、置伏士於房中、召宣孟而飲之酒。宣孟知之、中飲而出。靈公命房中士、疾追殺之。一人追疾。旣及宣孟、向宣孟之面曰、今固君邪。請爲君反死。宣孟曰、子名爲誰及是。且對曰、何以名爲。臣是夫桑下之餓人也。遂鬬而死。宣孟得以活。

これに類似する說話は他の多くの文獻にもみられるが、『說苑』のこの章は『呂氏春秋』愼大覽・報更篇から取ったものである。この二書の批評言を並記してみよう。

| 呂氏春秋 | 說　苑 |
| --- | --- |
| | 此所謂德惠也。<br>故惠君子、君子得其福、惠小人、小人盡其力。<br>夫德一人活其身、而況置惠於萬人。故曰德無細怨無小。豈可無樹德而除怨、務利於人哉。<br>利施者福報、怨往者禍來、形於內者應於外、不可不愼也。 |
| 此書之所謂德無小者也。宣孟德一士猶活其身、而況德萬人乎。 | 此書之所謂德無小者也。 |
| 故詩曰、赳赳武夫、公侯干城、濟濟多士、文王以寧。人主胡可以不務哀士。 | 詩云、赳赳武夫、公侯干城、濟濟多士、文王以寧。人君胡可不務愛士乎。 |

すなわち『說苑』は『呂氏春秋』が『書』・『詩』を結びとしているのを踏襲しながらも、その前に詳しい解說文を附加しているのである。これは先行文獻の批評言に劉向がさらに追加した例といえるであろう。

また『新序』雜事第四に次のような一章がある。

晉人伐楚、三舍不止。大夫曰、請擊之。莊王曰、先君之時、晉不伐楚。及孤之身而晉伐楚、是寡人之過也。如何其辱諸大夫也。大夫曰、先君之時、晉不伐楚。及臣之身而晉伐楚、是臣之罪也。請擊之。莊王俛泣而起、拜諸大夫。晉人聞之曰、君臣爭以過爲在己。且君下其臣猶如此。所謂上下一心、三軍同力。未可攻也。乃夜還師。

この章は『淮南子』道應訓から採擇したものである。『淮南子』道應訓については高誘注に「道の行なふ所、物動きて應ず。これが禍福を考え、以て驗符を知る。故に道應と曰ふ」と述べているが、全篇に『老子道德經』を引いて結ぶ

こと五十二箇處である。したがって『新序』が採取した道應訓のこの章も、「老子曰、能受國之垢、是謂社稷主」という『老子道德經』第七十八章の一節を引いて結んでいる。ところが『新序』の批評言は以下の如くである。

孔子聞之曰、楚莊王霸其有方矣。下士以一言而敵還、以安社稷。其霸不亦宜乎。詩曰、柔遠能邇、以定我王、此之謂也。

すなわち『淮南子』道應訓が老子言で結ぶのに對し、『新序』は老子言を削除して孔子言で結び、さらに『詩』を附加しているのである。[6] この例は先行文獻の批評言を變改しているものといえよう。したがってここに先行文獻にひきづられてはいない劉向の主張が伺えると思う。

以上の三例は先行文獻にすでに批評言がある場合の、劉向の對處の仕方の主なるものであった。さて本節で述べたことをまとめると次のようになる。劉向は先行文獻から忠實に說話を採擇するが、彼自身の意見・主張はその說話の最後に批評言として附加した。そしてかかる方法は劉向以前の文獻にも多くみられる形式であり、劉向自身も先行文獻の批評言を踏襲する場合があった。しかし既存の批評言と劉向の主張とが相違する場合には、これを捨てて自らの意見を述べて結んでいる。

## 4　說話文の分析　……(2)

前節に於ては、劉向が先行文獻に自らの意見を附加した例について述べた。しかし『新序』・『說苑』二書 881 章のすべてがこの方法で一貫されているのではない。むしろ何らの批評言をも附加しない純然たる說話から成り立っている章が多い。たとえば『說苑』權謀篇に次のような章がある。

鄭桓公將欲襲鄶、先問鄶之辨智果敢之士、書其名姓、擇鄶之良臣、而與之爲官爵之名而書之、因爲設壇於門外而埋之、釁之以猳、若盟狀。鄶君以爲內難也、盡殺其良臣。桓公因襲之、遂取鄶。

これは『韓非子』内儲說下から採擇したものであり、劉向の意見は述べられていない。また『說苑』君道篇の、

齊景公出獵。上山見虎、下澤見蛇。歸召晏子而問之、曰、今日寡人出獵。

上山則見虎、下澤則見虵。殆所謂之不祥也。晏子曰、國有三不祥、是不與焉。夫有賢而不知、一不祥。知而不用、二不祥。用而不任、三不祥也。所謂不祥、乃若此者也。今上山見虎、虎之室也。下澤見虵、虵之穴也。如虎之室、如虵之穴、而見之、曷爲不祥也。

とある章は『晏子春秋』諫下・10章と一致する。[7)]

以上の二例はその出典を明記せずに引用したものであるが、採擇した出典を明記したものもある。たとえば『新序』雜事第五には「呂子曰云々」として『呂氏春秋』孟夏紀・尊師篇を、『說苑』君道篇には「孫卿曰」として『荀子』仲尼篇を引用している。しかしいずれも劉向自身の批評言は附加されていない。

また『新序』雜事第三にある、燕惠王が樂毅に遣った書、さらに樂毅が惠王に宛てた書、同じく雜事第三にある、齊人鄒陽が獄中より梁孝王に上書したもの、『說苑』貴德篇に載せる、路溫舒が孝宣皇帝に上書したもの、『說苑』正諫篇に記する、枚乘が孝景皇帝に反亂を企てた呉王濞を諫めた書などは、長いもので、1,300字を越え、短いものでも600字という長文の書が採錄されている。これらにはいずれも劉向の言葉が附加されていない。名文として後人の手本、規範とすべきものとして採擇したものであろう。鄒陽と枚乘の書は後に『文選』に收錄されている。

## 5　說話文の分析　……(3)

前3節・4節に於ては、劉向が先行文獻から忠實に說話を採擇した例について述べた。次に擧げる二例もこの部類に屬するものである。

『說苑』君道篇に『晏子春秋』外篇第18章から採取したと思われる一章がある。

| 晏子春秋 | 說　苑 |
| --- | --- |
| 晏子没十有七年、景公飲諸大夫酒。公射出質、堂上唱善、若出一口。公作色太息、播弓矢。弦章入。 | 晏子没十有七年、景公飲諸大夫酒。公射出質、堂上唱善、若出一口。公作色太息、播弓矢。弦章入。 |

| | |
|---|---|
| 公曰、章、自晏子没後、不復聞不善之事。 | 公曰、章、自吾失晏子、於今十有七年、未嘗聞吾過不善。今射出質、而唱善者若出一口。 |
| 弦章對曰、君好之則臣服之、君嗜之則臣食之。尺蠖食黄則黄、食蒼則蒼是也。 | 弦章對曰、此諸臣之不肖也。知不足以知君之不善、勇不足以犯君之顔色。然而有一焉。臣聞之、君好之則臣服之、君嗜之則臣食之。夫尺蠖食黄則其身黄、食蒼則其身蒼。君其猶有諂人言乎。 |
| 公曰、善、吾不食諂人以言也。 | 公曰、善、今日之言。章爲君、我爲臣。 |
| 以魚五十乘賜弦章。 | 是時海人入魚。公以五十乘賜弦章。 |
| 章歸、魚者塞塗。 | 歸、魚乘塞塗。 |
| 撫其御之手曰、昔者晏子辭黨以正君、故過失不掩之。今諸臣諛以干利。吾若受魚、是反晏子之義、而順諂諛之欲。 | 撫其御之手曰、曩之唱善者、皆欲若魚者也。昔者晏子辭賞以正君、故過失不掩。今諸臣諂諛以干利、故出質而唱善如出一口。今所輔於君未見於衆而受若魚、是反晏子之義、而順諂諛之欲也。 |
| 固辭魚不受。 | 固辭魚不受。 |
| 君子曰、弦章之廉、晏子之遺行也。 | 君子曰、弦章之廉、乃晏子之遺行也。 |

君道篇が晏子春秋よりもさらに詳しい表現になっていることがわかる。これは先行文獻を増幅させたものといえよう。

また『説苑』尊賢篇の終章は『左傳』宣公十二年の傳文から採擇したものである。

| 左傳 | 説苑 |
|---|---|
| 秋、晉師歸。 | 晉荆戰於邲、晉師敗績。 |
| 桓子請死。晉侯欲許之。 | 荀林父將、歸請死。昭公將許之。 |
| 士貞子諫曰、不可。城濮之役、晉師三日穀、文公猶有憂色。左右曰、有喜而憂、如有憂而喜乎。公曰、得臣猶在、 | 士貞伯曰、不可。城濮之役、晉勝于荆。文公猶有憂色曰、子玉猶存、憂未歇也。困獸猶鬭、況國相乎。及荆殺子玉、乃 |

| | |
|---|---|
| 憂未歇也。困獸猶鬭、況國相乎。及楚殺子玉、公喜而後可知也。曰、莫余毒也已。是晉再克而楚再敗也。楚是以再世不競。今天或者大警晉也。而又殺林父以重楚勝、其無乃久不競乎。 | 喜。曰、莫予毒也。今天或者大警晉也。 |
| 林父之事君也、進思盡忠、退思補過、社稷之衞也。若之何殺之。夫其敗也、如日月之食焉、何損於明。 | 林父之事君、進思盡忠、退思補過、社稷之衞也。今殺之、是重荆勝也。 |
| 晉侯使復其位。 | 昭公曰、善、乃使復將。 |

引用した傳文は、『左傳』中でも長文の一つである「邲の役」を述べた傳文のあとに續く、いわば後日談である。『説苑』はこの傳文を集約したものといえよう。

以上3節・4節と、さらに今擧げた二例は、『新序』・『説苑』が採擇・引用した先行文獻の明らかなものであった。しかし、寡見の及び得ざる所もあろうけれど、いわば出典の不明な章もかなりある。ただ、今までに述べてきた劉向の説話採錄の態度からして、現存する古文獻以外のもの、すなわち劉向當時には存在したが、今日まで傳わらなかった文獻から引用したことも充分考えられることである。

たとえば、『漢書』藝文志・諸子略儒家類に『魏文侯六篇』が著錄されているが、これは『新序』雜事第一に載せる、魏文侯と翟黄・任座との問答の章、『説苑』政理篇にある、魏文侯と西門豹との問答の章など、『玉函山房輯佚書』が『魏文侯書』の佚文として收錄する如く、劉向がこの書から採錄したものであろう。

同樣にして、『新序』・『説苑』中の出典不明な章のうち、『漢書』藝文志に著錄された文獻にその典據を求めることができるものもある。諸子略儒家類にある『子思二十三篇』・『曾子十八篇』・『漆雕子十三篇』・『宓子十六篇』・『李克七篇』・『寗越一篇』・『魯仲連子十四篇』・『虞氏春秋十五篇』・『高祖傳十三篇』・『劉敬三篇』・『河間獻王對上下三雍宮三篇』・『吾邱壽王

六篇』、道家類にある『伊尹書五十一篇』・『大公二百三十七篇』・『公子牟四篇』、法家類の『李子三十二篇』、墨家類の『伊佚』、雜家類の『伍子胥八篇』、さらに小說家類にある『師曠六篇』（兵書略にも『師曠八篇』とある）などがそれである。また、「孔子曰」ではじまる章が二書中に多くみられるが、現行の『論語』に載せる孔子言以外のものも少なくない。これらは眞本『孔子家語』から採擇したものと思われる。

## 6　論說文の分析

前3節・4節・5節に於て述べたのは、いずれも劉向が先行文獻から忠實に說話を採擇したものであった。そしてそれは『新序』・『說苑』二書の說話集としての性格を特徵づけるものである。しかし二書中にはこれら說話を主體とした章の他に、いわば論說文形式の章も少なからず存在する。たとえば『說苑』敬愼篇に、

存亡禍福、其の要は身に在り。聖人は重く誡めて忽（ゆるがせ）にする所を敬愼す。中庸に曰はく、「隱より見（あらは）るるは莫く、微より顯かなるは莫し。故に君子は能く其の獨を愼むなり」と。諺に曰はく、「垢の無きを誡め、辱の無きを思ふ」と。夫れ誡めず思はずして、以て身を存し國を全うする者は亦た難し。詩に曰はく、「戰戰兢兢として深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し」とは此れをこれ謂ふなり。

とあるもの、また指武篇に、

司馬法に曰はく、「國は大なりと雖も、戰を好めば必ず亡ぶ。天下は安しと雖も、戰を忘るれば必ず危し」と。易に曰はく、「君子は以て戎器を除（をさ）めて不虞を戒む」と。夫れ兵は玩ぶべからず、玩べば則ち威無し。兵は廢すべからず、廢すれば則ち寇を召く。昔（むかし）し呉王夫差は戰を好んで亡び、徐偃王は武無くして亦た滅びぬ。故に明王の國を制するや、上は兵を玩ばず、下は武を廢せず。易に曰はく、「存すれども亡ぶるを忘れず。是を以て身安くして國家保つべきなり」と。

とあるのがその例である。前者の例では『中庸』・「諺」・『詩』を引用し、

後者の場合も『司馬法』・『易』を引用し、さらに呉王夫差と徐偃王の歴史的事實をふまえて論を展開している。これら二例は前三節に於て検討した説話形式の章とは異なるものである。引用文は論を展開する上での權威づけの役目を果たすもので、あくまでも論説が主である。『説苑』政理篇にはまた次のような一章がある。

政に三品有り。王者の政はこれを化し、霸者の政はこれを威し、彊者の政はこれを脅す。夫れ此の三者は各々施す所あるも、而もこれを化するを貴と爲す。夫れこれを化して變ぜざれば、而る後にこれを威す。これを威して變ぜざれば、而る後にこれを脅す。これを脅して變ぜざれば、而る後にこれを刑す。夫れ刑に至るは則ち王者の已むを得る所に非ざるなり。是を以て聖王は德教を先にして刑罰を後にす。榮耻を立てて防禁を明らかにす。禮義の節を崇んで以てこれを示す。貨利の弊を賤しみて以てこれを變ず。近を修め内を理め、㮚機の禮を政（ただ）し、妃匹の際を壹にすれば、則ち義禮の榮を慕って、貪亂の耻を惡まざる莫し。其の由ってこれを致す所の者は、化然らしむるなり。

この章には引用文は無い。純然たる論説文形式の章である。二書中に於てはこのような論説章が一割を占めている。そしてこれらの中には先行文獻から引用したものもあるが[8]、大部分は劉向が新たに書き加えた章、すなわち劉向自身の筆に成る章と考えてよいと思う。前に引いた三例は比較的短い章で、他の論説章には長文のものが多い。これら論説章は劉向思想研究の資料として再検討を要するものと思われる。中でも『説苑』辨物・修文篇等に多くみられる經書の解釋は[9]、經學史・禮學史の研究に重要な資料を提供するものであり、且つまた劉向の思想史的位置・思想的立場などを明確にするものとなるであろう。

## 7　全書・各篇構成の分析

本節に於ては『新序』・『説苑』各巻・全書の構成について考察することにする。ただ『新序』は劉向原本の三分の一を傳えるのみであるので、『説苑』の考察が主となる。先づ各巻の構成の検討からはじめる。すでに述べたよう

に、『新序』・『說苑』二書は大きく分けて說話文と論說文とで成り立っている。各巻の構成を、これらがいかなる關係にあるかという面から検討してみよう。例を『說苑』建本篇に取る。

「建本」とは「本を建てる」こと、すなわち物事の根本を確立することである。第一章は『論語』・『詩』・『春秋』・『易』を引用して建本の重要性を說く論說文であり、「建本」篇の主題を述べたものである。第二章は『春秋』にいう「元年」の本について呉子が魏文侯に語った言葉であり、第三章は孔子が「身を行なう」ための六本（孝・哀・勇・能・嗣・力）について述べたものである。したがって二・三章は一章の補遺といえる。

第四章は、人の道は父子の親・君臣の義より大なるは莫く、人の行は孝より大なるは莫きを述べた論說文である。續く第五・六・七・八章はそれぞれ事親（子路言）・父道と子道（商子）・事父（曾子）・事母（伯兪）などをテーマにした說話であり、「孝」という主題でまとめることができる。

第九章は『禮記』學記篇を引用し、大學の教の重要性について述べた論說文であり、第十章は身を立て性を全くするには師を求め、學を修める必要のあることを述べた論說文である。そして第十一章は、學を修めるための儒者の果たす役割を述べている。以下第十二章から二十二章までは學の必要性をテーマにした說話が續いている。

第二十三章は、治國の本は仁義を崇び、賢臣を尊ぶことであると述べた論說文である。第二十四章は心技の術を積むべきことを述べた盆成子の言葉である。したがってむしろこの章は二十三章の前にある方がよい。「學」の補遺とでもいうべきものであろう。第二十五章は、王者は百姓を天と爲し本と爲すべきを述べた管仲の言葉であり、二十六章は河間獻王が、治國の本は富國（富民）に在りとする管仲・孔子の言葉を引用した章であり、二十七章は、咎季が晉文公に農功を奪うこと無きを進言した章である。これらは「百姓を天と爲す」という主題でまとめられるであろう。

第二十八章は、寵子の多い楚恭王に、太子の位を早く定める旨を進言した屈建の說話であり、二十九・三十章もそれぞれ晉襄公の嗣君、趙簡子の後嗣につ

いて、最も適當な人物を立てたという說話の章である。そしてそれらは第三章の孔子の所謂る六本のうちの、「國に居るに禮有り。而して嗣を本と爲す」という例に相當するものである。

以上建本篇の内容を概觀したが、これを表示すると以下のようになる。

| 章 | ① | 2 | 3 | ④ | 5～8 | ⑨ | ⑩ | ⑪ | 12～22 | 24 | ㉓ | 25 | 26 | 27 | 28～30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主題 | 建本 | 元年之本 | 六本 | 孝 | 孝 | 大學之教 | 師・學 | 儒者 | 學 | 心技之術 | 治國之本 | 百姓爲天 | 富民 | 無奪農功 | 嗣 |
| 構成 | 本 | | | 孝 | | 學 | | | | | 民 | | | | 嗣 |
| | 建本 | | | | | | | | | | | | | | |

上表に於て、章番號に○印のあるのが論說文の章である。これをみて氣がつくことは、内容的に連關のある說話群の冒頭に論說文が位置し、それがその說話群の主題を述べるという形式になっていることである。『說苑』二十卷中、說叢篇を除いた他の篇も大率このような體裁を持っている。特に各篇の冒頭は、その篇の主題を述べた序說ともいうべき論說文で始まっているのである。したがって說話集としての性格をもつ『新序』・『說苑』に於て、論說文の果たす役割は大きいといわねばならない。

さて最後に全書の構成について附言する。『說苑』二十卷の篇名は以下のようである。

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 | 十六 | 十七 | 十八 | 十九 | 二十 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 君道 | 臣術 | 建本 | 立節 | 貴德 | 復恩 | 政理 | 尊賢 | 正諫 | 敬愼 | 善說 | 奉使 | 權謀 | 至公 | 指武 | 說叢 | 雜言 | 辨物 | 修文 | 反質 |

このように『說苑』二十卷中には、儒家が長い時間をかけ、他學派との交渉を經て檢討してきたテーマのすべてが網羅されており、[10] 一見してその體系的構成が了解できるのである。全書の三分の二を亡佚した『新序』も、『說苑』と同樣に整備された構成を持つものであったことが予想される。現行の『新序』十卷は以下の如くである。

十巻中最初の五篇に「雜事」と名づけられた篇が位置するのは、書物の體裁としては奇妙である。三十巻中の最後に雜纂の篇として位置していたものなのか、あるいは一度散佚した『新序』が再び蒐集された際、篇名さえも喪失し、おちつき場所を失った章を「雜事」としてまとめたものなのかは不明である。ただ『新序』と『說苑』とを對照してみると、刺奢篇が反質篇に、節士篇が立節篇に、義勇篇が指武篇に、善謀上・下篇が善說・奉使・權謀篇にそれぞれ一致するし、雜事五篇中102章も『說苑』二十篇中のいずれかに分類できることからすれば、後者の方がより妥當なものと考える。

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 雜事一 | 雜事二 | 雜事三 | 雜事四 | 雜事五 | 刺奢 | 節士 | 義勇 | 善謀上 | 善謀下 |

以上本節に於て述べたことを要約する。『新序』・『說苑』の大部分を占める說話の章は、本來はそれぞれひとつひとつが完結したものであるが、これらは論說文という媒體によって一つの篇としてまとめられ、一つの主題を提起する。そして二十篇（『說苑』の場合）は劉向という前漢末期の儒者によって有機的に統合されたのである。

## 8　ま　と　め

中國人は抽象的理論よりも具體的事實を重視するといわれている。中國古代の思想家たちは自己の思想を表現する際、過去の具體的歷史事實にその思想の妥當性を求めた。その結果として過去の事實を素材とした幾多の說話が作られることになったのである。且つまた一度形を成した說話は、歷史事實の代用として後の文獻に引用され、多くの說話が後世に傳承されることともなったのである。劉向の『新序』・『說苑』はかかる說話を集大成したものである。

劉向はこれらの說話を忠實に採錄した。『新序』・『說苑』はこの意味で說話集としての性格を強く持つ。したがってこの中に著作者としての劉向の主張を伺うことはできないかの如くである。しかし古來より傳えられた多くの說話から採擇すること自體、劉向の意圖が反映されていると考えられるし、またかかる消極的な意味からではなく、實は劉向自身の主張は說話の末尾に批評言と

して書き加えられたのである。そしてこのように説話の最後に作者の批評言を加えるという方法は傳統的手法でもあった。

『新序』・『説苑』にはこれら説話章の中にあって、さらに劉向自身の主張が積極的に表現された論説文が存在する。そしてこの論説文は多くの説話章を有機的に結びつけ、劉向の思想を體系的に表現する役割を果たしているのである。以上が本稿に於て『新序』・『説苑』を考察した要約である。

なお最後に附言すれば、今まで劉向に對する評價は、1節に述べた如く、中國に於ける目録學の始祖としてのものに限られていた。最近に至り、『漢書』五行志を中心にして劉向の災異説を考察した研究がなされ[11]、その思想研究がようやく緒についた感がある。劉向の著作のうち今日に傳わるものが説話集としての性格を持つ『新序』・『説苑』・『列女傳』であったことが、劉向思想研究の少ない原因でもあったと思う。しかし説話集としての『新序』・『説苑』の中にも、劉向の主張の強く表われた章もかなり存在するからには、これらを分析することにより、劉向思想研究がさらに進展すると思うし、また、ひるがえって『新序』・『説苑』二書が劉向の作であるか否かも明確になるであろう。

〔注〕

1）錢穆氏「劉向歆父子年譜」(『古史辨』第五冊所収) に據る。

2）たとえば渡邊卓氏『古代中國思想の研究』など。

3）羅根澤氏『諸子考索』所収。

4）現在劉向の作と傳えられている『關尹子』・『子華子』敍錄は後人の假託によるものである。

5）孫德謙『漢書藝文志擧例』一人之書得連擧不分類例にみえる。要約すれば以下の如くである。叢書の名は唐代に始まるが、藝文志・儒家類に「劉向所序六十七篇」・「揚雄所序三十八篇」とあるのは、その先驅をなすものである。その理由は、六十七篇・三十八篇に含まれる諸書それぞれが儒家類に入るべきものではないにもかかわらず、儒家である劉向・揚雄個人の名の下に一括して記載されているということである。元來班固の藝文志は「書を以てして、人を以てせざる」ものであり、人を以てしたのはこの二例に限られるからである。

6）なお『新序』・『説苑』を通じて『淮南子』から採擇した説話が20數章あり、『淮南子』自體が「老子曰」で結んでいるものが11章ある。そしてこれらのうち二書の8章までが「老子曰」を削除している。單なる缺落とみることはできまい。『漢書』藝文志・

諸子略道家類に『劉向説老子四篇』が著録されている。劉向には獨自の『老子』解釋があったのかもしれない。

7）『新序』・『説苑』二書には『晏子春秋』から採擇したものが47例ほどあるが、字句にわずかの異同があるのみで、全く一致するというものがほとんどである。特に『晏子春秋』雑上・下篇からの引用が多い。『晏子春秋』は劉向の敍録が殘っているが、私はむしろ『新序』・『説苑』の方が『晏子春秋』雜篇に先行するものではないかという疑問を持っている。

8）『説苑』説叢篇（一作叢談）は全篇が斷片的な短い文章（句）から成り立っている。名文句集・俚諺集とでもいうべき性質の篇であり、『淮南子』からの引用が多い。したがってこの篇は一應論説文章とは區別する。

9）特に『春秋』解釋については別稿に譲りたい。

10）『荀子』の君道・臣道・勸學・修身・王制・富國・强國・宥座・天論・政論・禮論・樂論・議兵の諸篇、『呂氏春秋』の貴公・去私・勸學・尊師・大樂・侈樂・愛士・異寶・異用・至忠・忠廉・士節・務本・下賢・報更・正名・重言・高義・上德・察賢・期賢・貴卒・直諫・上農の諸篇は、ただ篇名という點からのみではあるが、『説苑』と類似するものである。

11）板野長八氏「災異説より見た劉向と劉歆」（『東方學會創立二十五周年記念東方學論集』所収）・田中麻紗巳氏「劉向の災異説について」（『集刊東洋學』第二十四集所収）・澤田多喜男氏「前漢の災異説」（『東海大學文學部紀要』第15輯所収）など。

（中國哲學助手）

# A study of Xīn-xù (新序) and Shuō-yuàn (說苑)

Fumichika NOMA

This present paper is a study of Xīn-xù (新序) and Shuō-yuàn (說苑), books which are reported to have been written by Liú-xiàng (劉向). I have attempted here to investigate a stylistic nature of these two books through analyzing their own language and expression.

Xīn-xù and Shuō-yuàn are composed of two elements, story-telling and commentary. Stories which occupy the greater part of each book can be regarded as Liú-xiàng's adoptation from other classical sources, but commentaries are of his original writing.

It is concluded here that the above-mentioned elements are so systematically integrated as to express his own idea or thought.